

Ver 1.0

オフセット・クレジット(J-VER)制度に基づく 温室効果ガス排出削減プロジェクト申請書

プロジェクト名	高知県仁淀川町池川木材工業有限会社における間伐材由来木質バイオマス残渣の熱利用事業
プロジェクト 代表事業者名	GWC 合同会社



提出日 2009 年 10 月 27 日

受理日 年 月 日

最終版提出日 年 月 日

A：参加者情報			
プロジェクト代表事業者 1			
事業者名(フリガナ)	GWC 合同会社		
住所	京都府向日市寺戸町向畑 51-3		
代表者氏名	川本 恭弘	担当者氏名	木曾 正
担当者所属	企画業務部	担当者役職	
担当者 E-mail	tadashi-kiso@olive.plala.or.jp	担当者電話番号	075-934-5588
プロジェクト事業者(排出削減実施事業者) 2			
事業者名(フリガナ)	池川木材工業有限会社		
住所	高知県吾川郡仁淀川町土居甲 775-1		
代表者氏名	大原 栄博	担当者氏名	安部 正成
担当者所属	技術管理部	担当者役職	取締役技術管理部長
担当者 E-mail	abe-masanaru@ikemoku.co.jp	担当者電話番号	0889-34-2015
その他プロジェクト参加者 3 4			
事業者名(フリガナ)			
住所			
代表者氏名		担当者氏名	
担当者所属		担当者役職	
担当者 E-mail		担当者電話番号	
プロジェクトでの役割			
オフセット・クレジット(J-VER)取得予定者 5			
事業者名(フリガナ)	GWC 合同会社		
オフセット・クレジット (J-VER)口座番号 6	JP - 100 - 20000-00001-00005-00		

- 1: プロジェクト代表事業者のパンフレット等、事業内容の説明資料を別途添付すること。代表者以外の主なプロジェクト参加者についてもパンフレット等があれば添付すること。
- 2: プロジェクト事業者とは、当該プロジェクトの実施に携わる者のうち、実際に温室効果ガス排出削減活動を実施する者を指す。代表者と同一の場合は、その旨を記載すること。
- 3: その他プロジェクト参加者とは、プロジェクト代表事業者・プロジェクト事業者以外に当該プロジェクトの実施に携わるすべての者を指す。たとえば、下記が参加者として想定される。
 - ・ 温室効果ガス排出削減活動のとりまとめを行う者
 - ・ 温室効果ガス排出削減活動の実施に際して設備導入等のアドバイスを行う ESCO 事業者等
- 4: プロジェクト参加者が複数いる場合には、それぞれの参加者の役割及び関係の概要を説明した資料を添付すること。
- 5: オフセット・クレジット(J-VER)取得予定者は、プロジェクト参加者(代表者、プロジェクト事業者、その他)のうちのいずれかであること。
- 6: オフセット・クレジット(J-VER)口座番号は、口座未取得の場合は記入不要。

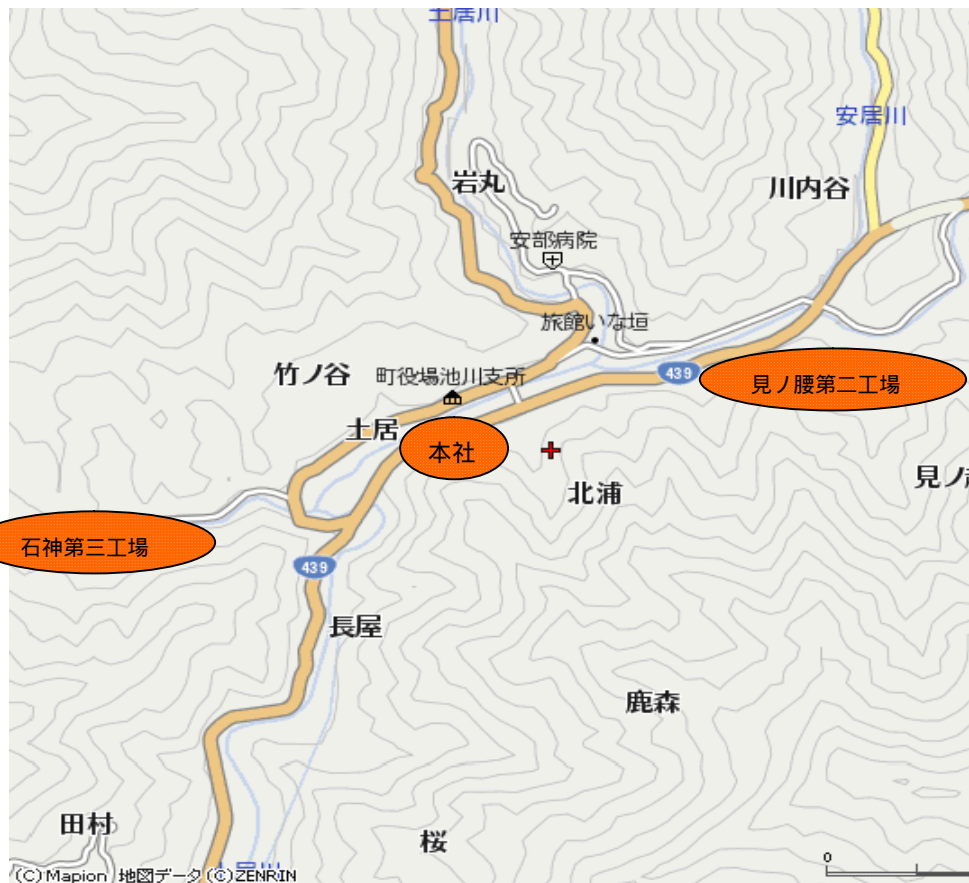
B：プロジェクト活動の概要

	項目
B.1 プロジェクト活動	<p>B.1.1 プロジェクトの目的及び内容</p> <p>本プロジェクトの目的は、製造工程における木材乾燥に用いる乾燥機を、A 重油燃料のものから、木質バイオマス(樹皮)燃料のものへと転換することにより、CO2削減を実施することである。</p> <p>池川木材工業株式会社石神第三工場では、製材工程での木材乾燥において、A 重油焚き乾燥機を使用していた。本プロジェクトでは、新たに石神第三工場近隣の見ノ越第二工場において木質バイオマスボイラーを導入し、A 重油焚き乾燥機の代替とした(つまり、乾燥工程を石神第三工場から見ノ越第二工場に移したのである)。新たに導入した木質バイオマスボイラーでは、石神第三工場における製材工程で発生し、従来は焼却および廃棄処分されていた樹皮(バーク)を燃料として有効活用している。</p>
	<p>B.1.2 プロジェクト実施前の状況</p> <p>池川木材工業株式会社は、地域間伐材のヒノキや杉の小径木(直径 10cm ~ 13cm 以下)の加工、製品化および販売を主たる業務としている。その加工過程で発生するバークを、当初は焼却および産廃として処分していた。</p> <p>また、製材工程における木材乾燥において、A 重油焚き乾燥機を使用していた。</p>
	<p>B.1.3 排出削減・吸収の達成手段</p> <p>池川木材工業株式会社は、平成 14 年 7 月、石神第三工場に A 重油焚きの木材乾燥機(S K 全自動木材乾燥機 S K-1 F 40 H P 型)を導入した。その後、A 重油に代わり、バークを燃料として利用する為に、木質バイオマス焚きのボイラー熱源の木材乾燥機を石神第三工場近隣の見ノ越第二工場に導入し、平成 18 年 11 月より本格稼働を開始した。これに伴い、石神第三工場の A 重油焚き乾燥機の稼働を停止した(但し、A 重油焚き乾燥機は、リース期間が終了する平成 20 年 7 月まで残っていたが、木質バイオマス焚き乾燥機導入後は使用していない)。</p> <p>木質バイオマス焚き乾燥機で燃料として使用されるバークは、石神第三工場における製材工程で発生するものであり、従前は焼却および産廃処分されていたものである。</p>

<p>B.2 採用技術</p>	<p>プロジェクトで使用する設備・機器等 (プロジェクトで使用する機器名称、機器メーカー名、型番、機器容量、法定耐用年数、導入年月、用途等について記載すること。)</p> <p>木質バイオマスボイラー Polytechnic 社製 (オーストリア) 木質バイオマスボイラー (木材乾燥熱源、温水式) 最大出力約 1500KW 2006 年 9 月導入 法定耐用年数 8 年</p>	
<p>B.3 プロジェクト 実施場所</p>	<p>実 施 事 業 所 名</p>	<p>バーク発生場所 池川木材工業有限会社 (石神第三工場)</p> <p>バーク使用場所 池川木材工業有限会社 (見ノ越第二工場)</p>
	<p>住 所</p>	<p>(プロジェクト実施場所が複数ある場合は、全ての住所を表形式等で記述する。)</p> <p>バーク発生場所 石神第三工場 (高知県吾川郡仁淀川町土居甲 155-1)</p> <p>木質バイオマス乾燥機 見ノ越第二工場 (高知県吾川郡仁淀川町見ノ越 800)</p>

概要

(プロジェクト対象地の位置図、プロジェクト対象地全体の地図等を用いて、プロジェクト実施場所について分かりやすく説明する。その他、別紙「プロジェクト申請方法について」に記載する資料を適宜添付する。)



B：プロジェクト活動の概要							
B.4 プロジェクト期間 1	2006年 8月 1日 ~ 2014年 7月 1日(8年 0ヶ月)						
B.5 クレジット期間 2	2008年 4月 1日 ~ 2013年 3月 31日						
B.6 想定排出削減量 3	年度	2008	2009	2010	2011	2012	合計
	t-CO2	527	527	527	527	527	2,635
B.7 モニタリング報告の頻度	年1回を予定						
B.8 補助金	受給の有無 (いずれかに)	<input checked="" type="checkbox"/> 受給している / <input type="checkbox"/> 申請中 / <input type="checkbox"/> 検討中 / <input type="checkbox"/> 受給しない					
	補助事業名称/補助元	木材供給高度化設備リース促進事業助成金/ 全国木材協同組合連合会					
	補助金額 (申請額含む)	10,046,400円(約1/8補助)					
	補助金の使途	木質バイオマスボイラーのリース料助成					
	補助対象年月日	2006年 9月 日 ~ 2013年 8月 日					
	補助金を受給していることを証明する書類	(証拠書類の名称を記入し、別紙「プロジェクト申請方法について」の添付資料一覧に補助金交付通知書等を加えた上で、証拠書類を添付する。) リース料助成契約書(資料1-S)					
B.9 他制度への申請 4	申請の有無 (いずれかに)	有 / <input checked="" type="checkbox"/> 無					
	制度名 (有の場合のみ)						
備考	(プロジェクトの排出削減量やプロジェクトの実施に影響を与える現在もしくは将来的なリスク要因を特定し、影響の軽減措置を記述すること。) 特になし。						

- 1: 2008年4月1日以前に開始されたプロジェクトについて申請する場合には、本制度によるクレジット収益が無ければプロジェクトの継続が困難であることを、別添資料で説明すること。
- 2: クレジット期間は、2008年4月1日~2013年3月31日の間で設定すること。
- 3: 想定排出削減量の算定根拠をモニタリングプランで提示すること。
- 4: 国内クレジット制度や海外のVER制度等、類似制度への申請の有無を記入。これは、一つのプロジェクトによる排出削減量に基づくクレジットが複数創出される等の、ダブルカウントを避けるためである。

C:方法論の適用		
C.1 ポジティブ リストの適格性 基準との整合 性	C.1.1 ポジティブ リストの番 号	No. E. <u>001</u>
	条 件	説 明 1
	C.1.2 条件1	Polytechnik 社製の木質バイオマスボイラーを導入する以前に使用していた SK-1F40HP 型の木材乾燥機（平成 14 年 7 月 1 日導入）の燃料は、A 重油である。
	C.1.3 条件2	木質バイオマスボイラーの燃料となるのは、高知県又は愛媛県にある国有林や森林組合が保有している森林からの間伐材を加工した際に発生する余剰樹皮である。本プロジェクトで燃料として使われる樹皮は、プロジェクト実施前は焼却及び産廃として処分されていた。
	C.1.4 条件3	木質バイオマスボイラー導入による投資回収年数は 10.69 年である。（詳細は、資料 5-1 参照） 本件は 10 年以上と非常に長い投資回収年数であるが、木質バイオマス有効利用の観点から巨額の投資をしたものである。こうした事業を継続するには今後も J-VER 制度等による後押しが必要である。
	C.1.5 条件4	/
	C.1.6 条件5	/
C.2 適用方法 論	方法論番号	JEAM <u>001</u>
	方法論名称	化石燃料から未利用の木質バイオマスへのボイラー燃料代替

C.3 適用するガイドライン等	C.3.1 ガイドライン等への準拠	(オフセット・クレジット(J-VER)制度モニタリング方法ガイドラインに準拠しない場合の説明)										
		<table border="1"> <thead> <tr> <th>該当する</th> <th>準拠の説明</th> <th>説明</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><input type="checkbox"/></td> <td>全く準拠しない</td> <td></td> </tr> <tr> <td><input checked="" type="checkbox"/></td> <td>一部準拠しない</td> <td>ベースライン排出量を、投入熱量ではなく、発生熱量に基づいて算定する。具体的には、ボイラーへの給水温度、還水温度、及び、ボイラー稼働時間を常時計測し、これにくわえて、設定水量らにより発生熱量を算出する(詳細はモニタリングプランを参照)。</td> </tr> <tr> <td><input type="checkbox"/></td> <td>全て準拠する</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>注) 全て準拠する場合は、説明は不要。</p>	該当する	準拠の説明	説明	<input type="checkbox"/>	全く準拠しない		<input checked="" type="checkbox"/>	一部準拠しない	ベースライン排出量を、投入熱量ではなく、発生熱量に基づいて算定する。具体的には、ボイラーへの給水温度、還水温度、及び、ボイラー稼働時間を常時計測し、これにくわえて、設定水量らにより発生熱量を算出する(詳細はモニタリングプランを参照)。	<input type="checkbox"/>
該当する	準拠の説明	説明										
<input type="checkbox"/>	全く準拠しない											
<input checked="" type="checkbox"/>	一部準拠しない	ベースライン排出量を、投入熱量ではなく、発生熱量に基づいて算定する。具体的には、ボイラーへの給水温度、還水温度、及び、ボイラー稼働時間を常時計測し、これにくわえて、設定水量らにより発生熱量を算出する(詳細はモニタリングプランを参照)。										
<input type="checkbox"/>	全て準拠する											
C.4 ベースラインシナリオ(BLS)	C.4.1 BLSの特定	(プロジェクトが実施されなかった場合の状態(ベースラインシナリオ)の説明) プロジェクト実施前と同じ種類の化石燃料等が使用される。 石神第三工場にて A 重油焚きの木材乾燥機が使用されていた。										
	C.4.2 BLSに関連した温室効果ガス排出源の特定	(ベースラインシナリオを特定する際に信頼度及び入手可能性が低いデータを使用した場合、特定したベースラインシナリオが適切であることの根拠を以下に説明すること) 特に該当なし。										
C.5 排出量・吸収量の定量化	C.5.1 不確かなデータの使用	(削減量の定量化において不確かなデータを使用している場合には、削減量の過大評価がないことを以下に説明すること) 特に該当なし。										

C.6 備考	<p>(プロジェクトとベースラインシナリオにおける製品又はサービス活動の種類と水準に著しい差異がある場合には以下に説明すること) 特に該当なし。</p> <p>(将来、プロジェクトを中止しなければならない状況が想定される場合にはその旨以下に説明すること) 特に該当なし。</p> <p>(プロジェクト排出量がベースライン排出量より増加するリスクがある場合にはその旨以下に説明すること) 特に該当なし。</p>
--------	--

- 1: ポジティブリストの条件を全て満たすことを、証拠書類等をもとに説明する。説明にあたっては、証拠書類等の該当箇所が明確になるよう、対応ページ・箇所の明示を行うこと。なお、説明に使用した資料は、名称及び添付資料番号を明記し、別紙「プロジェクト申請方法について」の添付資料一覧に整理すること。また、投資回収年数等について記載しきれない場合には、別添資料で説明してもよい。

D:その他	
D.1 関連する許認可及び関連法令等	<p>(想定される関連法令等については、別紙「プロジェクト申請方法について」を参照のこと)</p> <ol style="list-style-type: none">1.大気汚染防止法： ばい煙発生施設設置届を添付。2.水質汚濁防止法： 該当せず3.騒音規制法： 該当せず4.振動規制法： 該当せず5.景観防止法： 該当せず6.廃棄物の処理及び清掃に関する法律： 該当せず7.環境影響評価法： 該当せず8.建築基準法： 該当せず9.労働安全衛生規則等に基づく報告等に関する規定： ボイラー設置届
D.2 環境影響評価及び環境測定	<p>(法令等によって実施が求められていない場合は省略可)</p> <ol style="list-style-type: none">1. 大気汚染防止法： ばい煙発生施設設置届出添付書類の要求事項である同型施設排ガス測定データ 実施 平成 17 年 12 月 9 日
D.3 住民説明会の実施状況	<p>(法令等によって実施が求められていない場合は省略可)</p> <p>事前に近隣住民にボイラーの導入を、池川木材社長が個別訪問し説明した。</p>

